

処 分 基 準 整 理 票

処分名	旧竹林院の茶室の使用の許可の取消し等	
根拠法令名	大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例 (平成5年条例第2号)	(条項) 第4条第3項
基準法令名	大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例 (平成5年条例第2号) 大津市旧竹林院の管理運営に関する規則 (平成5年条例第34号)	(条項) 第4条第2項 第4条第3項 (条項) 第4条
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ	
【処分基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>旧竹林院の茶室の使用の許可の取消し又は停止は、大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例第4条第2項及び第3項に該当することを基準とし、同条第2項第6号に規定する「その他管理上支障があると認められるとき」とは、大津市旧竹林院の管理運営に関する規則第4条各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあると認められるときとする。</p>	

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例

(茶室の使用の許可)

第4条 略

3 指定管理者は、茶室の使用の許可を受けた者(以下「茶室の利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

【基準法例】

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例

(茶室の使用の許可)

第4条 略

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、茶室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 茶室の施設又は備品を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) 物品販売の目的のために使用するとき。
- (4) その他旧竹林院の管理上支障があると認められるとき。

大津市旧竹林院の管理運営に関する規則

(入園者の遵守事項)

第4条 入園者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 旧竹林院の施設若しくは備品又は資料等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入園者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 旧竹林院の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。